

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

令和5年2月28日

申請者 弘中章

論文題目 「公務員労働法」の研究 ― 労働時間・休暇、災害補償、失業補償における一般労働法と公務員法の比較を中心として

審査員 中窪裕也、吉村政穂、櫻庭涼子（神戸大学）

1 本論文は、公務員の労働関係に適用される法の内容を、民間労働者の場合と対比しながら検討・分析したものである。序章「本研究の背景」で、公務員労働法を研究する必要性を指摘した上で、第1章「課題の設定と分析視角」において、公務員の勤務関係の特質、先行研究の状況、本論文の対象とアプローチの方法を、より詳しく論じている。これに続く、第2章「労働時間（勤務時間）・休暇」、第3章「災害補償」、第4章「失業補償制度」が、本論文の本体にあたる部分であり、それぞれの事項について、民間労働者の取扱いを確認した上で、国家公務員と地方公務員の状況を、歴史的な経緯を含めて緻密に分析している。最後に第5章「全体的検討」で、本論文で明らかになったことを整理し、いくつかの改善提案を行うとともに、今後の研究の必要性と方向性を指摘している。

2 公務員の労働関係については、いわゆる労働基本権の制限（争議行為の禁止など）をめぐって多くの議論がなされたが、それ以外の部分、特に個別的な労働関係に関する研究は意外なほど少ない。しかも、法体系がたいへん複雑であり、近年はいわゆる非正規公務員の問題がクローズアップされるなど、実務上の課題が山積している。本論文は、そのような状況を踏まえながら、公務員に特有の労働法のあり方を具体的な制度の検証を通じて探究するものであり、次のような美点を有する。

第1に、それぞれの事項について民間労働者と国家公務員、地方公務員の状況を（国家公務員と地方公務員との相違を含めて）詳細かつ正確に叙述することにより、現在の法制度の特徴と課題を浮き彫りにしたことである。その中から、たとえば労働時間に関し、公務部門でも民間の労基法に類似した規制はあるが、実効性確保の仕組みが脆弱であること、労災補償について公務員は民間とは別の制度が構築され、特に地方公務員については適用関係が過度に複雑化していることなど、数多くの問題点を確認することができる。第2に、そのような分析を行う前提として、明確な理論枠組みを示していることである。本論文は、原則として公務員にも一般労働法が適用されるべきだと考えた上で、官民で違いが生じていく要因を探り、公務員法が民間と同等の保障を提供できているか、そうでない場合に対立原理により正当化できるか、という観点から制度の検証・評価を行っており、このような視点の明確さが全体に貫かれている。第3に、本論文は、正規の公務員のみならず、非正規公務員が直面する問題にも目配りをし、また、法制度の手続的な側面にも格別の注意を払っていることである。弁護士として具体的な紛争を取り扱う筆者の経験や知見が、随所に活かされている。

もちろん、筆者も認めるように、公務員労働法の全体像を示すためには、本論文の対象とされた事項以外についても検討が必要で、今後のさらなる研究の進展が望まれる。しかし、第1章における公務員の総論的な考察に、それぞれに特徴的な3つの事項の分析が重ね合わされた本論文は、博士課程の研究の成果として十分な厚みと体系性を有しており、それ自体として高く評価されるべきである。

3 以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づき、審査員一同は、申請者弘中章氏に一橋大学博士（経営法）の学位を授与することが適当であると判断する。